

京都市地域生活継続・地域移行コーディネーター事業の業務委託に関する公募型プロポーザルに係る質問への回答について

No.	質問内容	回答
1	<p>本事業と京都市一人暮らし体験等事業を一体的に運営する場合、京都市一人暮らし体験等事業に係る業務委託仕様書に示されている「その他の業務」は、コーディネーターが従事することを可能とする他の事業等の職務に含め、連絡先の事務所・電話番号なども共用して、一体的に運営しても構わないのか。</p>	<p>本事業の業務委託仕様書6に定める「「コーディネーターが従事することを可能とする他の事業等の職務」について、京都市一人暮らし等体験事業の業務委託仕様書4(4)イに定める「その他の業務」に含めることができます。</p> <p>また、連絡先の事務所を共有することは可能ですが、本事業におけるコーディネーターの役割の明確化や実績報告の観点から、本事業の電話番号は、兼務する事業と別で用意することが望ましいです。</p> <p>なお、電話番号を別で用意できない場合は、兼務する事業で受け付けた連絡・相談等と本事業の内容は切り分けて対応できるような体制を整えてください。</p>
2	<p>業務委託証書の4(5)に「委託業務の実施時間」として、「午前9時00分から午後6時00分までを基本とする」とあるが、従事者の就業時間については、事業実施に支障のないようにした上で始業・就業・休憩時間を定めてよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>